資料

第3回 社会福祉保障制度の新たな展開を図る政策対話(テーマ金融政策) 三井住友信託銀行プライベートバンキング部 成年後見・民事信託分野専門部長 八谷 博喜

政策テーマ「金融政策」

「高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス」

【考え方】

- 1. 高齢者の財産管理においては、意思能力の低下・喪失後も、出来る限りご本人の想い を尊重した意思決定が求められるところ。
- 2. そのためには、意思能力の低下・喪失の前に、資産管理に関する方針(ご本人の想い) と、信頼できる相手(想いをつなげられる相手)を決めておくことが大切。
- 3. こうしたご本人の想いを支えるための制度的枠組みとしては、<u>自己決定尊重を理念に</u> 置く任意後見制度と、自ら設定する信託目的に沿って財産を管理する信託制度が有効。
 - (1) 任意後見契約においては、判断能力の喪失後に備えて任意後見受任者との間で公正 証書により、ご本人の想いを遂行してもらう旨の契約を結ぶことが可能。高齢者に 対する特殊詐欺や経済虐待に対応するために、公的監督のメカニズムを有する任意 後見制度を正しく利用することが重要。
 - (2) 信託は、財産が受託者に移転し、受託者が財産に対する排他的支配権を有するため (取消権のない)任意後見制度よりも強固。
 - (3) 後見人に対する後見監督人という制度と同様、信託においてもご本人に代わって受 託者を監督する適切なガバナンスを効かせることが望ましい。(例.信託監督人の 設置等)

【当社の足許の対応】

- 1. 金融機関である当社は、高齢期の認知機能低下に関連した各種金融サービスを提供中。 財産管理面で信託銀行がお客さまをサポートすることにより、後見人が身上保護によ り専念できるようになることを期待。
- 2. 成年後見制度に関する相談や利用を希望するお客様に対し、各種士業団体を紹介する サービスを行っている(後見制度利用促進)

【今後の課題】

- 1. 金融機関と地域連携ネットワーク(中核機関)との連携推進。成年後見制度利用促進 審議会等への参加の検討。
- 2. 意思能力の低下・喪失後の資産運用のあり方 資産寿命の延伸はご本人の生計維持のために必要。一方で、自己責任原則の適用が難 しい中、ご本人意思の尊重を前提とするとしても、適合性に照らしてどこまで資産運 用を行ってよいのかは悩ましい。本人の身上保護、財産の状況に留意し、ライフプランに基づいた対応が必要。